

■ 修士論文要旨

租税特別措置法61条の4の範囲に関する研究

A Study on the Extent of Special Taxation Measures Law Article 61, Clause 4

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

宮 啓

MIYA, Takashi

■ キーワード

交際費等、交際費課税制度、課税要件、交際費の範囲、法人税

交際費は会社経営上必ず支出される費用である。たとえば、取引先との接待時の飲食費、また、冠婚葬祭における費用、広告宣伝を意図するカレンダー等の費用などが挙げられる。このように、交際費は会社経営上で通常用いられる費用である。特に、資本金が少ない中小企業は、取引先の新規開拓のために接待等により取引先の確保に奔走することがあるだろう。このことから、交際費は会社経営において必要不可欠な費用であるといえるだろう。

そして、今日の交際費課税制度は、中小企業に有利に働く税制であり、大企業には全額損金不算入となる制度であるという租税制度である。このことから、交際費課税は租税の公平が図られてないとの疑問が生じた。また、交際費の概念は租税特別措置法61条の4に規定されているものの、「その他」や「等」という文言が多用されているため、納税者の交際費となる範囲が拡大解釈されてしまうとの疑問が生じた。そこで、主に交際費課税制度における交際費等の範囲を検討し、今後の交際

費課税制度の発展のために、交際費等の範囲を明確にすることから、交際費課税制度の再検討することを目的とする。本論文は全4章で構成し、各章の内容は以下のようになる。

第1章では、今日の交際費課税に至った沿革を調査し、交際費課税の立法趣旨を考察した。また、具体的な交際費の支出額を調査し、今日の交際費課税の実態を考察した。そして、それらから交際費課税のあり方を検討した。具体的には、まず、交際費課税の創設時の立法趣旨と背景を明らかにし、交際費課税の目的を考察した。つぎに、今日の交際費支出額を調査し、交際費課税の実態を解明した。そして、立法趣旨と今日の実態から交際費課税の課題を検討した。

第2章では、交際費の定義を明らかにし、交際費等の範囲を検討することを目的とした。具体的には、まず、交際費の定義について、関係法令や通達から検討し、明らかにした。つぎに、反対給付を持たない費用として、交際費と特に類似している寄付金税制の概要を明らかにし、交際費と寄

付金の相違について検討した。そして、交際費と広告宣伝費、福利厚生費の相違について検討した。そこから、交際費等の範囲の明確にするための検討をした。

第3章では、交際費等に該当するための3つの要件の文言につき判例研究をとおして理解を深め、交際費等の課税要件を再検討した。そこから、交際費課税の課題を明らかにすることを目的とした。具体的には、まず、交際費等の課税要件の主要要件説である、旧二要件説や新二要件説、三要件説などを比較検討した。つぎに、交際費等の課税要件説のうち、第一審の判決で、新二要件説が採られ納税者敗訴となり、第二審の判決で三要件説が採られ逆転勝訴となった、萬有製菓事件を取り挙げ、それぞれの判決で採用された要件の判定基準を比較検討し、要件の不明確な文言の解釈を深めた。そして、判例を基に三要件説の(1)支出の相手方、(2)支出の目的、(3)行為の形態、についての文言の範囲や内容を再検討した。

第4章では、第3章までに明らかにしてこなかった諸外国の交際費課税を明らかにし、日本の交際費課税制度との比較を行い、今後の交際費課税制度を考察するにあたり、参考にした。つぎに、交際費の立法趣旨から見た現状について考察した。そして、交際費等の課税要件の範囲について検討した。そこから、交際費等の範囲の明確化を検討し、交際費課税制度の今後のあり方を考察した。